

和泉商工会議所会館貸し出しの基本方針

新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに伴い、「当所会館の貸し出し業務」については、下記の通り基本方針を定め、4月8日（水）より施行します。つきましては、ご利用の皆様には、大変ご不便をおかけしますが、感染拡大防止の為、ご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 外部への貸し出しは行わない。
2. テナント使用については、感染予防対策を強化した上で、国の基本方針に基づき、各自対応頂く。

上記の基本方針は4月末まで継続し、1か月ごとに状況を鑑み、次月については、当月末に更新の有無を判断します。

令和2年4月8日

和泉商工会議所